

こどもの権利を守ろう!

STOP! こども虐待



体罰によらない子育てを広げましょう!

なぜ体罰等をしてはいけないの?

体罰等がこどもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があると言われています。

- 〈体罰等の影響〉 ●「落ち着いて話を聞けない」「我慢ができない」「感情をうまく表せない」などの行動上の問題のリスクが高まる
●体罰や暴言等を受けた体験がトラウマとなり、心身にダメージを与え、こどもの成長・発達に悪影響を与える
●厳しい体罰で脳の前頭前野が萎縮する、暴言を浴びせられると脳の聴覚野が肥大するなど、脳の発達に悪影響を与える



みんなで子育てを支える社会に

こどもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなければなりません。同時に、保護者が孤立せず、こどもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持ってこどもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。



体罰等によらない子育ての工夫のポイント

- 大切にされていると感じるよう
こどもの気持ちや考えに
耳を傾けて

- 触られたくないものは
手の届かない場所へ
叱らないでよい環境を

- 気持ちの切替えが難しい時は
場面を移して、
注意の方向を変えてみる

- やる気が増すように
楽しく取り組める工夫を

- 自己肯定感が育ちます
できていることを
具体的にほめましょう


こども自身が権利の主体です



虐待、体罰等はこどもの人権侵害にあたります。平成28年の児童福祉法の改正により、すべてのこどもには健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されること、社会のあらゆる分野でこどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう努めることが明らかにされました。

参考：厚生労働省リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう!」

虐待はこどもの心と体に大きな傷を残します。

しかし、虐待は主に家の中で起こり、外部から発見するのが難しいことがほとんどです。

虐待している保護者はもちろん、虐待されているこどもも自ら助けを求めることはなかなかできません。

虐待からこどもを守るためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。

こどもや保護者からの小さなサインに気づいたら、迷わず相談・情報提供(通告)してください!



虐待ってどんなことをいうの?

※一例です

身体的虐待

- 殴る・蹴る
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 食事を与えない
- 乳幼児を自動車や家に置き去りにする
- ひどく不衛生にする
- 病気になっても病院に連れていかない

性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体とする

心理的虐待

- こどもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- 言葉による脅し
- 無視
- きょうだい間で差別的な扱いをする

こどもにとって有害な行為や発言はすべて虐待とみなされます。

こどもや保護者が出す、小さなサインってどんなこと?

ほんの一例ですが、これらは虐待が疑われる状況です。

こどもの様子

- 服装、顔、髪の毛や手足に不衛生な状態が見られる。
- 虫歯が多く見られる。
- 家に帰りがたがらない、あるいは家出を繰り返している。
- 原因がはっきりしないケガをしている。手当てが十分でない。
- 怒鳴り声や泣き声が頻繁に聞こえる。
- 食べ物への執着が強く、必要以上に食べる。または、食欲がなさすぎる。

保護者の様子

- こどもがケガをした経緯や医療機関への受診状況について不自然な説明をする。
- 気分の変動が激しく、自分の思いどおりにしないとこどもに当たり散らす。
- しつこく称して厳しくあたる。(暴言・暴力)
- こどもを家に置いたまま出掛けている。
- 登園や登校をさせない。
- こどもの目の前で配偶者等に暴言・暴力。

どうして虐待してしまうの?

原因はひとつではありません。さまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、こどもへの虐待が引き起こされます。



保護者の要因

- 予期しない妊娠・出産
- 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)を受けたストレス
- 育児不安(子育てがうまくいかないなど不安によるストレス)
- 親自身の虐待された経験(精神的トラウマ)
- 病気、障害、体調不良による養育力低下 など

家族をとりまく要因

- 育児の相談者・協力者の不在
- 経済的不安(収入低下、失業)
- 地域からの孤立(近所付き合いが薄い) など

こどもの要因

- 育てにくいこども(かんしゃくが激しい、こだわりが強い)
- 病気、障害、発達の遅れ など

こどもを虐待から救うためには、情報提供(通告)がとても重要です!

虐待を受けているかも? 心配なこどもがいる! と思ったら知らせてください!!

各区役所こども家庭支援課・児童相談所でお受けします。

参考:「児童虐待の防止等に関する法律」

■ 虐待(虐待と思われる場合も含みます)の早期発見と発見した人の通告義務

- ・虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、区役所こども家庭支援課か児童相談所に通告しなければなりません。
- ・発見者に、虐待について通告したことの適否の責任を負わせるものではありません。

■ 通告についての秘密保持

- ・通告を受けた区役所や児童相談所では、通告者についての情報を、保護者などに伝えることはありません。

■ 通告義務は守秘義務に優先します!

- ・虐待は、こどもの生命に危険が及び、こどもの人権を著しく侵害するものであり、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合に通告を行うことは、守秘義務違反にあたりません。

情報提供(通告)をしたら、どう対応されるの?

通告受理窓口(各区役所こども家庭支援課と児童相談所)が調査
(目視による安全確認、関係機関から情報収集など)



重症度・緊急度を判断し、支援方針を検討します

重症度・緊急度が低い

重症度・緊急度が高い

- 地域と連携して見守ります
(子育てを支えています)



- 定期的に訪問指導
- 一時保護



関係機関のネットワーク (要保護児童対策地域協議会)

【児童福祉法第25条の2】

こども虐待の対応は、こどもや家族に関わるさまざまな関係機関が密接に連携していくことが重要です。顔の見える関係をつくり、連携して家族を支援していきます。



横浜市子供を虐待から守る条例について

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決していないように、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年11月5日に施行されました。令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰などこどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

地域の皆さんの役割

(第5条)

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- こどもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう努めます。



保護者の皆さんの役割

(第6条)

- こどもに愛情をもって接し、自主性と自発性を育む健全な養育を行います。
- 積極的に相談や子育て支援事業を利用します。



市の果たすべき役割

(第4条)

- 虐待の予防、早期発見に努めます。
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援します。



関係機関の果たすべき役割

(第7条)

- 虐待の早期発見に努めます。
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。



妊娠中の女性と胎児の健康増進 (第12条)

- 妊娠中の女性は、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの配慮を行います。



全文は
こちらから



毎月5日は
子供虐待防止
推進の日

こどもたちの明るい
未来のために

情報提供(通告)はこちらへ

秘密を守ります。匿名でもお受けします。

各区こども家庭支援課

月～金曜日 8:45～17:00

全区こども家庭支援課にこどもの権利擁護担当が組織され、通告をお受けしています。

区	電話	区	電話	区	電話
青葉区	045-978-2460	港南区	045-847-5612	戸塚区	045-866-8388
旭区	045-954-6160	港北区	045-540-2388	中区	045-224-8345
泉区	045-800-2339	栄区	045-894-8519	西区	045-320-8469
磯子区	045-750-2529	瀬谷区	045-367-5608	保土ヶ谷区	045-334-6396
神奈川区	045-411-7172	都筑区	045-948-2588	緑区	045-930-2552
金沢区	045-788-7709	鶴見区	045-510-1814	南区	045-341-1251

児童相談所

月～金曜日 8:45～17:00

児童相談所	担当区	電話
中央児童相談所	神奈川、鶴見、中、西、南	045-260-6510
西部児童相談所	旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷	045-331-5471
南部児童相談所	磯子、金沢、港南、栄、戸塚	045-349-0122
北部児童相談所	青葉、港北、都筑、緑	045-948-2441

夜間・休日

365日 24時間

よこはま
子ども虐待
ホットライン  **0120-805-240** はまっこ 24じかん

LINE相談 月～土曜日 9:00～21:00 (年末年始を除く)

かながわ
子ども家庭110番
相談LINE



友達追加は
こちらから!

【発行】横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課
☎ 045-671-4288 FAX 045-550-3948
令和7年9月発行

横浜市では、体罰等によらない子育てとこどもの権利に関する啓発動画を配信しています。
詳細は「横浜市 体罰によらない子育てのために」で検索してください。